

タブレット端末の持ち帰りに関する確認事項

タブレット端末は、御嵩町から小中学校の児童生徒に貸出したものです。保護者の皆さまにおいては、この確認書の内容についてお子さまと✓しながらご確認いただき、ご署名の上担任に提出してください。

↓☑を入れてください

<タブレット端末の運用について>

- 卒業・転校のときには返却していただくものです。大切に扱ってください。
- 学習を目的として貸出しています。目的以外の私的な利用はしないでください。
- 盗難や紛失があった場合は、速やかに学校に連絡してください。盗難等の被害にあった場合は、警察に届け出て証明を受けてください。

<利用に係る費用等について>

- 盗難、紛失、破損、故障等に関して、故意または重大な過失がある場合は、修理・新規購入に関して保護者負担となる場合があります。
- 家庭で学習端末をネットワークに接続する場合は、通信料等の接続費用はご家庭での負担となります。

<情報の保護について>

- 家庭での無線 LAN 接続は、暗号化とパスワード保護が設定されている無線アクセスポイント、または家族が所有するモバイルルーター等に限ってください。また、Free Wi-fi 等の公衆無線 LAN には接続しないでください。
- ID やパスワードが第三者に漏れないよう管理してください。
- インターネット上の不適切なサイト等への接続は制限していますが、学びを狭めないように制限は最小限としています。ご家庭でも情報モラルに関する意識向上に努めてください。
- ご家庭で所有する USB 等の外部接続機器、周辺機器との接続はしないでください。
- 各端末で不適切な利用がないかを教育委員会において管理されることにご了解ください。
- その他、基本設定を故意に変更しないでください。

タブレット端末の家庭での利用に関し、「タブレット端末の持ち帰りに関する確認書」の内容をすべて確認し、同意しました。

令和 3年 9月 日

保護者氏名

年 児童氏名